

平成23年3月31日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 鈴木 武久

法定事前開示書類等及び株式の譲渡に関する確約書の写し等の提出方法の変更について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。また、このたびの平成23年東北地方太平洋沖地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

さて、当取引所では、上場会社の皆様の事務負担軽減の一助となることを目的として、上場会社が組織再編行為を行う場合にご提出いただく「法定事前開示書類の写し」及び「法定事後開示書類の写し」、第三者割当による募集株式の割当に係る「譲渡報告に関する確約書の写し」及び「株式の譲渡に関する報告書」について、下記のとおり、TDnetを通じての提出方法に変更しますのでお知らせします。これに伴い各書類に係る原本証明は不要となります。

また、国内の他の証券取引所へ重複上場されている上場会社の皆様におかれましては、これらの書類をTDnetを通じてご提出いただくことにより、各取引所への書類提出を一度に行うことが可能となります。¹

本取扱いは、平成23年4月1日以後にご提出いただく書類からとさせていただきます。

【お問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ上場監理担当

TEL：052-262-3174

¹ 各取引所への書類提出の取扱いについては、別途ご確認いただきますようお願いします

記

1. 法定事前開示書類の写し、法定事後開示書類の写し

(1) 変更対象となる提出書類

※ 変更箇所には下線を付しています。なお、以下の各書類のうち「法定事前開示書類の写し」の提出時期について、従前は、本店に備え置く日の前日までとしておりましたが、TDnetを通じての提出方法に変更することに合わせて、本店に備え置く日までとしますのでご注意ください。

・株式交換

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、 本店に備え置く 日までに	取10(1)f	TDnet 登録
会社法第801条第3項第3号に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	交換効力発生日 後速やかに	取10(1)f	TDnet 登録

・株式移転

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
会社法第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、 本店に備え置く 日までに	取10(1)g	TDnet 登録

・合併

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、 本店に備え置く 日までに	取10(1)h	TDnet 登録
会社法第801条第3項第1号に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	合併効力発生日 後速やかに	取10(1)h	TDnet 登録

・会社分割

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し	適時開示後、 本店に備え置く 日までに	取10(1)i	TDnet 登録
会社法第791条第2項、第801条第3項第2号又は第811条第2項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し	分割効力発生日 後速やかに	取10(1)i	TDnet 登録

・テクニカル上場規定に係る上場申請

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
会社法事後開示書類の写し	効力発生日後 速やかに	取10(8)	TDnet 登録

(2) 提出方法

「TDnet オンライン登録サイト」において、「縦覧書類」の「その他の縦覧書類」からPDFファイルをご登録ください。ご登録の際の表題及び公開項目については以下のとおりとしてください。

【表題】

法定事前開示書類の写し：法定事前開示書類（“組織再編行為”※）（“組織再編の相手方会社名”）

法定事後開示書類の写し：法定事後開示書類（“組織再編行為”※）（“組織再編の相手方会社名”）

（※）株式交換、株式移転、合併、会社分割のいずれかを記入してください。

【公開項目】

法定事前開示書類の写し：合併、株式交換等に係る会社法上の事前開示書類

法定事後開示書類の写し：合併、株式交換等に係る会社法上の事後開示書類

【開示指定日時】

平日の１７時００分としてください。

※ システム処理の関係上、夜間・休日に登録された書類は提出が完了せず、再提出が必要となる場合があります。このため、夜間・休日の登録はご遠慮ください（定款や株主招集通知など、現在TDnetでご提出いただいている他の提出書類とは異なりますので、ご注意ください）。

※ 開示指定日時は当日の１７時００分のみご指定いただけます。翌日以降の１７時００分を指定して登録することはできませんのでご了承ください。

※ 書類を登録いただいた後、取引所の担当者が提出完了のための処理を行いますが、提出完了に係る連絡等はいたしません。また、その際に実際の提出時刻が指定時刻（１７時００分）より前後する場合がありますのでご了承ください。

例えば、A株式会社が、B株式会社との会社分割に係る法定事後開示書類を提出する場合、以下のようになります。

（表題）「法定事後開示書類（会社分割）（B（株）」

（公開項目）「合併、株式交換等に係る会社法上の事後開示書類」

（開示指定日時）１７時００分

（３）留意事項

- ・TDnetオンライン登録サイトにご提出いただくと、当日からTDnetデータベースサービスを通じて報道機関等に配信されるほか、名証において公衆縦覧されますので、本店備置の始期を勘案の上ご登録をお願いします。また、適時開示より前に公衆縦覧されることがないように、登録に際してはご注意ください。
- ・代表者の原本証明は不要となります。
- ・ファイルサイズが３MBを超える場合には、ファイルを複数に分割してご提出ください。この場合、表題の末尾にファイル番号（総数－通番、例：「２－１」、「２－２」）を付けてください。
- ・提出後に資料の差替え又は取下げの必要が生じた場合には、個別に対応させていただきますのでご連絡ください。

２．譲渡報告に関する確約書の写し、株式の譲渡に関する報告書

（１）変更対象となる提出書類

※ 変更箇所には下線を付しています。なお、今回の変更に伴い、譲渡報告に関する確約書の写し及び株式の譲渡に関する報告書の参考様式についても変更しております。別添１及び別添２をご参照ください。

・第三者割当増資

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
譲渡報告に関する確約書の写し	株式の割当後直ちに	取11(1)b	<u>TDnet 登録</u>
株式の譲渡に関する報告書	第三者からの報告後直ちに	取11(2)	<u>TDnet 登録</u>

・自己株式処分に係る募集

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
譲渡報告に関する確約書の写し ※ 第三者割当の場合のみ。	株式の割当後 直ちに	取11(1)b	TDnet 登録
株式の譲渡に関する報告書 ※ 第三者割当の場合のみ。	第三者からの 報告後直ちに	取11(2)	TDnet 登録

・優先株の発行

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
譲渡報告に関する確約書の写し ※ 第三者に割り当てる場合で、発行後2年以内に普通株への転換請求期間が開始する場合のみ。	株式の割当後 直ちに	取11(1)b	TDnet 登録
株式の譲渡に関する報告書 ※ 第三者に割り当てる場合で、発行後2年以内に普通株への転換請求期間が開始する場合のみ。	第三者からの 報告後直ちに	取11(2)	TDnet 登録

(2) 提出方法

「TDnet オンライン登録サイト」において、「縦覧書類」の「その他の縦覧書類」から表題及び公開項目について以下のとおりとして、PDFファイルをご登録ください。

【表題】

(第三者割当増資の場合)

譲渡報告に関する確約書の写し：第三者割当に係る株式譲渡報告確約書（新株式）

株式の譲渡に関する報告書：第三者割当に係る株式譲渡報告書（新株式）

(第三者割当による自己株式の処分の場合)

譲渡報告に関する確約書の写し：第三者割当に係る株式譲渡報告確約書（自己株式）

株式の譲渡に関する報告書：第三者割当に係る株式譲渡報告書（自己株式）

(第三者割当による優先株の発行の場合)

譲渡報告に関する確約書の写し：第三者割当に係る株式譲渡報告確約書（優先株）

株式の譲渡に関する報告書：第三者割当に係る株式譲渡報告書（優先株）

【公開項目】

(第三者割当増資、自己株式の処分、優先株の発行いずれの場合も)

・募集株式の第三者割当てに係る確約書・譲渡通知書等

【開示指定日時】

平日の17時00分としてください。

※ システム処理の関係上、夜間・休日に登録された書類は提出が完了せず、再提出が必要となることがあります。このため、夜間・休日の登録はご遠慮ください（定款や株主総会招集通知など、現在TDnetでご提出いただいている他の提出書類とは異なりますので、ご留意ください）。

※ 開示指定日時は当日の17時00分のみご指定いただけます。翌日以降の17時00分を指定して登録することはできませんのでご了承ください。

※ 書類を登録いただいた後、取引所の担当者が提出完了のための処理を行いますが、提出完了に

係る連絡等はいたしません。また、その際に実際の提出時刻が指定時刻（１７時００分）より前後する場合がありますのでご了承ください。

（３）留意事項

- ・割当日以降に登録してください。
- ・譲渡報告に関する確約書の写し及び株式の譲渡に関する報告書は公衆縦覧に供します。このため割当先又は譲渡先が個人の場合、その住所は、市区町村までとしてください。
- ・TDnetオンライン登録サイトにご提出いただくと、当日からTDnetデータベースサービスを通じて報道機関等に配信されるほか、名証において公衆縦覧されます。
- ・譲渡報告に関する確約書の写し及び株式の譲渡に関する報告書について代表者の原本証明は不要、株式の譲渡に関する報告書について社印・代表者印は不要となります。
- ・提出後に資料の差替え又は取下げの必要が生じた場合には、個別に対応させていただきますのでご連絡ください。

３．実施時期

平成２３年４月１日以降にご提出いただく書類から、変更後の取扱いとさせていただきます。

以上